

震災復興情報



復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。
 対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税免除等の特例を受けることができますので、ぜひご活用ください。
 ※特例を受けるためには、市または県からの指定および事業実施状況の認定が必要です。
 特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産は、地方税のみ免除を受けられます。

復興特区の種類	特区の名称(認定日)	対象区域	対象業種
復興特区の種類	石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等
	愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業等
	ものづくり特区 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日、平成27年4月27日変更	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	自動車や高度電子機械、食料品等の製造関連産業
	IT特区 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業
	農業特区 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業、飲食業等

税制特例の内容
① 新規立地法人優遇税制 新設の法人が指定後5年間法人税の課税を繰延
② 新規取得設備の特別償却または税額控除 新規取得等した建物・機械等について、特別償却または税額控除
③ 被災雇用者給与の特別控除 被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に5年間税額控除
④ 研究開発設備の特別償却と税額控除 開発・研究を目的とする新規取得資産について、即時償却と併せて12%の税額控除 ※①～③は、各年度でいずれか1つの選択適用となります。④は併用することができます。
⑤ 地方税の特例 ①、②、④の特例を受けた場合、固定資産税等の減免を最大5年間受けられます。

申・問 商工課(内線3526)

復興公営住宅に事前登録された方へ

復興公営住宅に事前登録された方で、自宅を再建(賃貸住宅への入居を含む)された方や、他の再建方法により復興公営住宅へ入居されない方は、登録取り消しの手続きが必要となります。

また、入居時期にあわせて入居資格審査を行いますが、次に該当する方は復興公営住宅に入居できませんのでご注意願います。

- すでに居住できる住宅を確保されている方
- 借家やアパートを所有している方
- 市町村民税、固定資産税および軽自動車税を滞納している方
- 過去に入居していた公営住宅で家賃等を滞納している方
- 過去5年以内に迷惑行為等で公営住宅を退去させられた方
- 家族を不自然に分割または合併している方
- 暴力団員の方

問 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)
 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)
 専用ダイヤル(内線 3981～3983) ☎90-8041・90-8042

プレハブ仮設住宅から退去される皆さんへ

プレハブ仮設住宅から引っ越しするときは、仮設住宅コールセンター(☎92-5901)に連絡し、退去立ち会い(物品チェック等)を受け、仮設住宅返還届を提出してください。

住宅再建済の方や復興公営住宅その他の賃貸住宅等へ転居した方が、仮設住宅返還届を提出せずに倉庫利用等をすることは入居契約違反となり、仮設住宅返還請求の対象となります。

なお、雄勝、北上、牡鹿地区のプレハブ仮設住宅にお住まいの方が退去される場合は、各総合支所保健福祉課へ連絡願います。

問 生活再建支援課(内線4761～4768)

災害危険区域内の市有地の貸付等を行います

地元の個人または法人を対象として、災害危険区域内の市有地で、市が使用する予定のない土地について貸し付けまたは売り払いを行います。

募集期限 12月21日(月)(土日・祝日を除く) 午前9時～午後5時
 ※毎月20日(閉庁日の場合は翌開庁日)を締切とし、複数の申請があった場合は抽選となります。

対象 貸付等を希望する土地を有する地区に、東日本大震災発生時に住所をおいていた個人または所在地をおいていた法人等

申請方法 申請窓口で対象となる土地を確認の上、申請書等を持参してください。

申請窓口・対象となる土地

申請窓口	対象となる土地
用地管理課	渡波・祝田・佐須・小竹地区の土地
荻浜支所	荻浜地区の土地
各総合支所地域振興課	各総合支所管内の土地

※湊西地区・上釜南部地区・下釜南部地区の土地区画整理事業地内の土地、かさ上げを予定している土地および公共事業に供する土地等は募集の対象外となります。

• 募集要項および申請書は用地管理課、荻浜支所および各総合支所地域振興課(河南・桃生を除く)で配布するほか、ホームページからダウンロードすることができます。

申・問 用地管理課(内線5463～5466)
 荻浜支所 ☎90-2111
 河北総合支所地域振興課 ☎62-2111
 雄勝総合支所地域振興課 ☎57-2111
 北上総合支所地域振興課 ☎67-2111
 牡鹿総合支所地域振興課 ☎45-2111

石巻市津波避難ビル認定第15・16・17号

市では、津波発生時に浸水域外への避難が遅れた市民の皆さんの安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設や公共施設を活用し、沿岸部に津波一時避難場所の整備を進めています。

新たに次の施設を石巻市津波避難ビルとして認定しましたのでお知らせします。

- 石巻市津波避難ビル第15号 市営大街道西第二復興住宅
(大街道西二丁目4-20)
- 石巻市津波避難ビル第16号 市営大街道北復興住宅
(大街道北二丁目1-62)
- 石巻市津波避難ビル第17号 市営黄金浜第二復興住宅 1・2号棟
(渡波字黄金浜173)

なお、津波発生時には津波浸水域外のより高い場所に避難してください。



市営大街道西第二復興住宅 市営大街道北復興住宅 市営黄金浜第二復興住宅

問 防災推進課(内線4174)



相談 あんない

●「災害復興住宅融資」無料相談会

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

とき	ところ
11月20日(金)・21日(土) 12月18日(金)・19日(土)	午前10時～午後4時 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター

☎0120-086-353(フリーダイヤル)

午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

要予約

問 市生活再建支援課(内線3955)

●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- ・離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パワハラ・未払賃金・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等
ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

とき	ところ	相談時間	相談担当者
11月18日(水)	仮設大橋団地集会所 (大橋一丁目1-3)	午後1時～4時	弁護士 社会福祉士
11月24日(火)	仮設大森第3団地集会所 (大森字内田1-122)	午後1時40分～4時	

※予約者優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも専門家による無料相談ができます。

曜日により担当専門家が異なりますので、詳細は法テラス東松島にお問い合わせください。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3966)

●「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅(借家を除く)の所有者が、昨年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入または補修(工事費が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当最大約90万円(建築・購入時)の給付が受けられる制度です。

※以下の場合には申請対象外となります。ご注意ください。

被災時に住宅を所有していなかった場合/賃貸にお住まいだった場合/消費税率5%で建築・購入または補修を行っている場合

とき	ところ
11月20日(金)・12月18日(金)	午前10時 ～午後4時
11月21日(土)・12月19日(土)	市役所3階36番窓口 市役所5階市民サロン前

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認等
※会場では申請書の提出はできません。

申・問 住まいの復興給付金事務局コールセンター

☎0120-250-460(フリーダイヤル)

午前9時～午後5時(土日・祝日を含む)

問 市生活再建支援課(内線3955)



新規就農者を応援します

市は、新規就農者等の農地取得・借入費用や農機具導入費用の一部を助成します。

■対象 市内の耕作農地で就農する認定新規就農者および経営開始後5年以内の認定農業者

■対象経費

- ・農地の取得または賃借に要する経費
- ・農耕に要する小型管理機等の導入経費

申・問 農林課(内線3553)



よくわかる!!「健診結果」個別相談会

とき 11月27日(金)・12月7日(月)・1月18日(月)
午前9時30分～午後4時(1人40分程度)

要予約

※相談日の前週の金曜日までに電話で申し込みください。

ところ 市保健相談センター

内容 保健師・栄養士による健診結果や生活習慣へのアドバイス

対象 被災者特別健診、特定健診、健康診査を受けた市民の方

持ち物 健診結果表、筆記用具

申・問 健康推進課(内線2613・2425)



【石巻地区】大腸がん検診が終了します

検診は12月4日(金)までです。

まだ、受けていない方は、早めに受診しましょう。

対象者であって追加申し込みを希望する場合や、検診の申し込みをされていて通知書が届かない場合はご連絡ください。

問 健康推進課(内線2413～2415)



【石巻地区】乳がん検診の夜間検診を実施します

対象 30歳代、40歳以上(偶数年齢)の女性

検診期間 12月7日(月)～11日(金)

受付時間 午後4時30分～6時30分

要予約

※人数に限りがありますので、ご希望の方はお問い合わせください。

※対象年齢は平成28年3月31日を基準としています。

問 健康推進課(内線2413～2415)



その病気、その症状は、アスベストが原因かもしれません

ご家族に、肺がんや中皮腫等で亡くなられた方はいませんか?

息切れ、胸が苦しい等の症状が出ていませんか?

アスベストによる疾病と認定された場合、業務に関連する場合は労災補償給付や特別遺族給付金を、業務との関連がない場合には救済給付を受けることができます。

業務でアスベストにばく露したと思われる方は、お近くの労働基準監督署または都道府県労働局へ、業務以外でアスベストにばく露したと思われる方は、(独)環境再生保全機構へご相談ください。

問 宮城労働局労災補償課 ☎022-299-8843

石巻労働基準監督署 ☎22-3365

(独)環境再生保全機構 ☎0120-389-931

市商工課(内線3523)



創業支援補助制度

市内で地域の需要や雇用を支える事業を興す「創業」や、すでに市内で事業を営む中小企業者等で、後継者が先代から事業を引き継いだ場合等に業態転換や新事業・新分野に進出する「第二創業」を行う事業者の方々を支援します。

■対象 震災後に創業または創業予定(いずれも第二創業を含む)の個人事業主や会社等

※申請に当たっては、特定創業支援事業による支援を受ける必要があります。

■補助金額 対象経費の10分の10、上限300万円

■申込期間 随時受け付けています。

申・問 産業推進課(内線3544)



農畜産物販路開拓事業を応援します

市は、農畜産物の新たな販路開拓事業を企画する市内の団体等に事業費の一部を助成します。

■対象 市内に事業所を有する農業生産者が組織する団体および組合

■対象事業

- ・市外の展示会、見本市等に参加および出展する事業
- ・市外のアンテナショップの設置および運営事業等

■申込期限 12月18日(金)

申・問 農林課(内線3553)

市議会「第18回議場コンサート」

お知らせ

と き 12月4日(金) 午後0時20分～40分
 ところ 市役所6階市議会議場
 出演者 市立門脇中学校吹奏楽部
 問 議会事務局(内線6917)



第8回「石巻に恋しちゃった♡」 ～達人募集～

募集

第8回「石巻に恋しちゃった♡」は平成28年3月12日(土)～4月3日(日)の開催を予定しています。現在、さまざまな趣味や特技を持つその道の「達人」さんを募集中です。

プログラムを通じて趣味の合う仲間を探したい方、将来ビジネスにつなげたい方、地域の魅力を多くの方に知ってもらいたい方等、少しでも関心がありましたらお気軽にお問い合わせください。

詳しくはホームページをご覧ください。

募集期限 11月30日(月) 午後5時

募集人数 約50人(50プログラム)

対象 石巻市・東松島市・女川町在住か通勤、通学または出身の方

申・問 NPO法人石巻復興支援ネットワーク ☎・FAX 23-8588

✉ ishikoi@yappesu.jp URL http://ishikoi.com

問 市地域協働課(内線4235)

伝える!市民活動のための情報発信 1DAYセミナー

募集

NPO・市民活動団体にとって「情報発信」は、活動を知ってもらうために欠かせない「活動」の1つです。それぞれの団体にあった「情報発信」の方法を探り、ひとりでも多くの市民に活動を伝えましょう!

と き 12月10日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時

ところ かほくホール(千石町4-42 石巻河北ビル1階)

内容 午前 ブログ・Facebook等の「IT活用型」情報発信
 午後 ニュースレター(会報)等の「紙媒体」の情報発信

※1日を通しての参加が基本ですが、午前・午後のみ参加も可能です。

対象 県内のNPO法人、市民活動団体等

定員 25人(先着)

申・問 NPO法人社の伝言板ゆるる ☎022-791-9323

FAX 022-791-9327 ✉ npo@yururu.com

問 市地域協働課(内線4235)

狩猟解禁のお知らせ

お知らせ

11月15日(日)から平成28年2月15日(月)までは狩猟期間です。

(社)宮城県猟友会では期間中に狩猟を行いますので、きのご採りや森林作業等で山に立ち入る場合は、ジャケット・帽子等、目につきやすい衣服等を着用し、十分にご注意ください。

また、災害の影響等によって山が崩れている場所もあり、危険ですので、注意して立ち入りください。

申・問 農林課(内線3557)

資源物の持ち去りは条例により禁止です!

お知らせ

ごみ集積所に出された古新聞等の資源物を、市または市が委託した業者以外の方が収集することは条例により禁止されています。

市では継続してパトロールを行い、資源物持ち去り行為者の摘発を実施しています。

資源物の持ち去り行為を発見した場合は、トラブルに巻き込まれる可能性がありますので、直接注意せずに日時・場所・車両のナンバーや特徴等を連絡してください。ご協力をお願いします。

問 廃棄物対策課(内線3375・3376)

臨時福祉給付金の申請はお早めに!

お知らせ

臨時福祉給付金の申請期間は、平成28年1月4日(月)までです。対象になるとされる方には申請書をお送りしています。申請期限を過ぎると受け付けできず、給付金を給付することができません。申請がお済みでない方は早めに手続きをお願いします。

申・問 臨時福祉給付金専用ダイヤル

☎90-8043・90-8044

午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

就学援助制度

お知らせ

経済的な理由から小中学校に子どもを就学させることが困難と認められる保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助する制度です。

対象 保護者の世帯全体が次のいずれかに該当し、経済的な援助を必要としている世帯

- ①生活保護を停止または廃止された
 - ②市民税が非課税または減免されている
 - ③固定資産税や個人事業税が減免されている
 - ④国民年金の保険料の減免を受けている
 - ⑤国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
 - ⑥児童扶養手当の支給を受けている
 - ⑦生活福祉資金の貸し付けを受けている
 - ⑧世帯員全員の合計収入が著しく低い等の事情がある
- または東日本大震災により、
- ①家屋が半壊以上の被害を受けた
 - ②原子力発電所の事故から避難してきた
 - ③解雇等により著しく収入が減っている

詳しい内容についてはお問い合わせください。

申・問 各小・中学校

教育総務課(内線5017)

自衛官採用試験のご案内

お知らせ

陸上自衛隊高等工科学校生徒(推薦・一般)

資格 男子で中卒(見込含)17歳未満の方

受付期限 【推薦】12月4日(金) 【一般】1月8日(金)

試験日 【推薦】1月9日(土)～11日(月・祝)のうち1日
 【一般】1月23日(土)

貸費学生

資格 大学の理工学部、工学部の3・4年次または大学院(専門職大学院を除く)修士課程在学中の方

受付期間 12月1日(火)～1月9日(土)

試験日 1月30日(土)

申・問 自衛隊宮城地方協力本部石巻地域事務所 ☎・FAX 83-6789

問 市総務課(内線4038)



テレワーク1000プロジェクトお仕事説明会

お知らせ

パソコンとインターネットがあればいつでも自宅で仕事ができます。空いた時間を利用して働いてみませんか。

※お子さん連れでも参加できます。

と き 11月25日(水) 午後2時～4時(受付開始 午後1時40分)

ところ 市観光物産情報センター「ロマン海遊21」2階(鑄銭場8-11)

問 被災地テレワーク就業支援協議会Telework1000プロジェクト事務局(株式会社ライフネス内)

☎03-5304-5051

表記の見方 申 申し込み 問 問い合わせ [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選 ✉ Eメール

電話番号案内

市役所☎95-1111 河北総合支所☎62-2111 雄勝総合支所☎57-2111 河南総合支所☎72-2111 桃生総合支所☎76-2111

北上総合支所☎67-2111 牡鹿総合支所☎45-2111 渡波支所☎24-0151 稲井支所☎95-2171 荻浜支所☎90-2111 蛇田支所☎95-1442

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1

☎0225-95-1111

FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分～午後5時

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4023・4025) FAX0225-23-4340

次回発行は平成27年12月1日の予定です。

編集/印刷 (株)石巻日日新聞社

